

契約締結前の公表

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約により契約を行うので、山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）第 137 条第 6 項第 2 号の規定に準じ、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 12 日

山梨県公営企業管理者 村松 稔

契約の目的となる 物品又は役務の名称	クリーンエネルギーセンター管理業務委託
委 託 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
予定委託日数	308 日
委託業務内容	仕様書のとおり
契約を締結する時期	令和 7 年 4 月 1 日（予定）
契約の相手方の選定基準	○ 所在地が山梨県内にある、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号に該当する施設等（障害者支援施設、シルバー人材センター等）であること。 ○ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。また、次の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。 （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） （2）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者 （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 （6）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者

契約の相手方の決定方法	見積金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
契約の申し込みの方法	提出期限：令和7年3月26日 提出場所：企業局総務課総務財務担当 ※郵送可 提出書類： ①見積書 ※山梨県財務規則及び企業局財務規程を熟知了知の上、見積書を提出すること。 ※様式は任意の様式で、あて先は「山梨県公営企業管理者 村松 稔」とすること。 ※見積書を比較する金額である、1日あたりの単価を記入すること。 ②誓約書 ※見積書を提出するもの（障害者支援施設等の代表者又はその運営主体の代表者）の誓約書を提出すること。
そ の 他	○ 「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」に基づき、契約締結時に相手方が排除対象者でないことを事前に確認する必要があるため、すでに確認済又は本指針3（2）例外に該当する場合を除き、誓約書の情報を暴力団員等であるか否か（選定基準を満たしているか）を山梨県警察に照会するために、使用する。 照会により排除対象者であることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。 ○ この契約は単価契約（1日あたりの金額で契約する。）であり、契約内容は別添契約書のとおり。 ○ 本公表における採用決定の効果は、令和7年4月1日の令和7年度予算発行時において効力を生ずるものとする。 ○ 問い合わせ先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県企業局総務課 総務財務担当 電 話 055-223-5382 FAX 055-237-8162